

琉球国中山王尚真の、王麻不度等を満刺加国へ遣わす執照

(二五二〇、八、一九)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁^より、深く未便と爲す。此の為に今、正使王麻不度・通事高賢等を遣わし、義字号海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、満刺加国の出産の地面に前往して両平に胡椒・蘇木等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字一百八十一号半印勘合執照を給して正使王麻不度等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘^{とこ}の去処^{とこ}及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 王麻不度

副使二員 麻加尼 他魯

通事二員 高賢 高進

火長 蔡迪¹

管船直庫 馬三魯

梢水共に二百名

正徳五年(二五二〇)八月十九日

右の執照は正使王麻不度・通事高賢等に付し、此れに准ぜしむ

執照

注(一) 蔡迪 久米村蔡氏(儀間家)六世(『家譜(二)』二五五頁)。

1-42-07

琉球国中山王尚真の、馬彼比等を満刺加国へ遣わす執照

(二五二一、八、一三)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁^より、深く未便と爲す。此の為に今、正使馬彼比・通事梁傑等を遣わし、康字号海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、満刺加国の出産の地面に前往して両平に胡椒・蘇木等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字一百八十八号半印勘合執照を給して正使馬彼比等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘^{とこ}の去処^{とこ}及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母

れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 馬彼比

副使二員 麻美子 也麻都

通事二員 梁傑 高賀

火長 梁実

管船直庫 不他

梢水共に二百三名

正徳六年（一五一二）八月十三日

右の執照は正使馬彼比・通事梁傑等に付し、此れに准ぜしむ

執照

所^よ扨りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の

盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字一百九十二号

半印勘合執照を給して正使益沙毎等に付し、収執して前去せしむ。

如し経過の関津把隘^{ところ}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、

即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母

れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 益沙毎

副使二員 麻三魯 馬別土

通事二員 蔡樟 高賀

火長 梁貴

管船直庫 陳景

梢水共に二百三十二名

正徳七年（一五一二）八月十三日

右の執照は正使益沙毎・通事蔡樟等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

1-42-08

琉球国中山王の、益沙毎等を暹羅等の国へ遣わす執照

（一五二二、八、一三）

琉球国中山王、見^{けん}に進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便

と為す。此の為に今、正使益沙毎・通事蔡樟等を遣わし、義字号

海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産の地

面に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預

め下年に大明天朝に進貢するに備う。